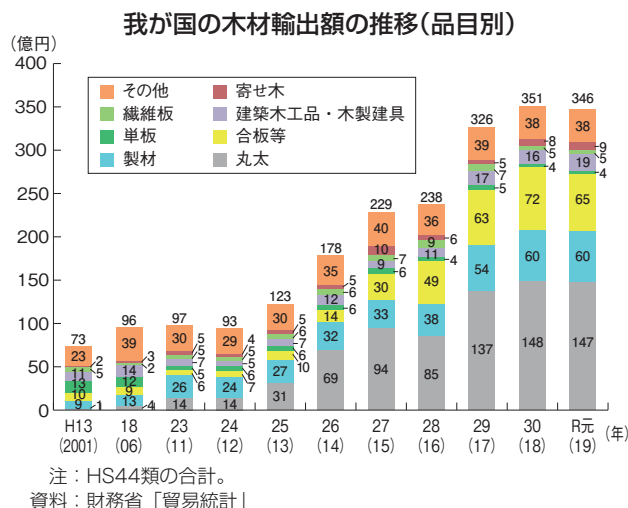


(4) 違法伐採対策

- 2017年5月に施行されたクリーンウッド法により、全ての事業者は、合法伐採木材等を利用するよう努めなければならないと規定
特に木材関連事業者は、取り扱う木材等について「合法性の確認」等の取組を実施
- 合法伐採木材等利用確保のための措置を適切かつ確実に行う木材関連事業者は、「登録木材関連事業者」として登録。現在418事業者が登録済み(2020年3月末時点)

(5) 木材輸出対策

- 木材輸出額は2013年以降増加傾向で推移し、2019年は前年からほぼ横ばいの346億円
輸出拡大に向け、日本産木材製品のPR等を通じて、丸太中心の輸出から、付加価値の高い製品輸出への転換に向けた取組を実施
- 中国の木構造の設計基準の改訂作業に参画し、日本産木材と木造軸組構法が盛り込まれた「木構造設計標準」が2018年8月に施行
設計・施工に当たっての現場向けの指針「木構造設計手引」の作成等に日中共同で取組



<事例> 「木構造設計標準」施行後第1号となる木造軸組住宅を建設

- 「木構造設計標準」が施行されてから第1号となる木造軸組住宅2棟を、国産資材121㎡を日本から輸出し中国の大連に建設中
- このほか、中国の南京において木造軸組住宅の建設に関する技術者向け講習会を開催するなど、中国での日本産木材の利用拡大に向けた取組を実施



中国の大連で建設中の木造軸組住宅

<コラム> 新型コロナウイルス感染症への対応

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、中国向けの丸太輸出が滞るとともに、今後の木材需要に不透明感
- 2020年3月に、林業・木材産業関連事業者の従業員に患者が発生した際のガイドラインを策定したほか、影響を受けている林業者等の資金繰りを支援。また、小学校休業等対応助成金等について雇用保険等に未加入である林業経営体等も助成の対象となるよう措置
- さらに、資金繰り支援の拡充に加え、滞留している原木の保管等、行き場のなくなった大径木に対応した加工施設整備、公共施設等の木造化・木質化、海外販路の開拓等への支援を実施

2. 木材利用の動向



(1) 木材利用の意義

- 木材利用は、快適で健康的な室内環境等の形成に寄与するだけでなく、地球温暖化の防止など森林の多面的機能の持続的な発揮及び地域経済の活性化にも貢献
- 木材には、調湿作用、一定の断熱性等の特徴があるとともに、木材による嗅覚、触覚、視覚刺激が生理・心理面に好影響

(2) 建築分野における木材利用

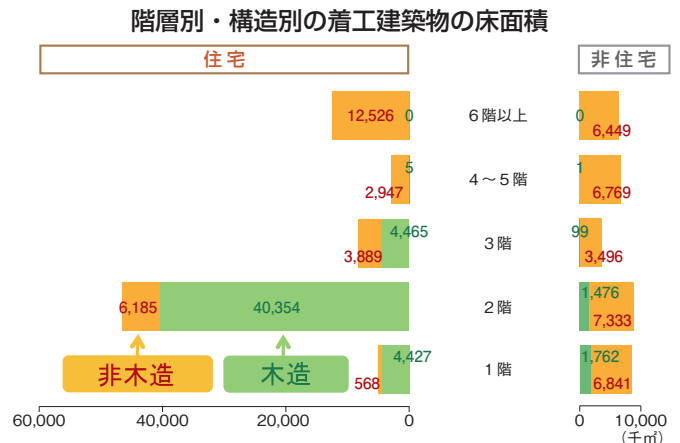
- 1～3階建ての低層住宅については、木造率は8割に上るが、4階建て以上の中高層建築及び非住宅建築の木造率はいずれも低位
- 住宅分野は木材需要において重要であるとともに、中高層及び非住宅分野における木造化・木質化を進め、新たな木材需要を創出することが重要

住宅における木材利用

- 住宅メーカーにおいては、国産材を積極的に利用する取組が拡大
- 森林所有者から大工・工務店等の住宅生産者までの関係者が一体となって家づくりに取り組む「顔の見える木材での家づくり」を推進

非住宅・中高層分野における木材利用

- 木質耐火部材やCLT等の、木材を建築材料に使うための製品・技術の開発など、中高層分野や非住宅分野で木材を利用できる環境が制度や技術面において整備
- 各地で非住宅・中高層建築物の木造化・木質化に取り組む動き
- こうした動きを踏まえ、2019年2月に木材利用の課題解決のため立ち上げられたウッド・チェンジ・ネットワークの取組が進み、地域にも波及

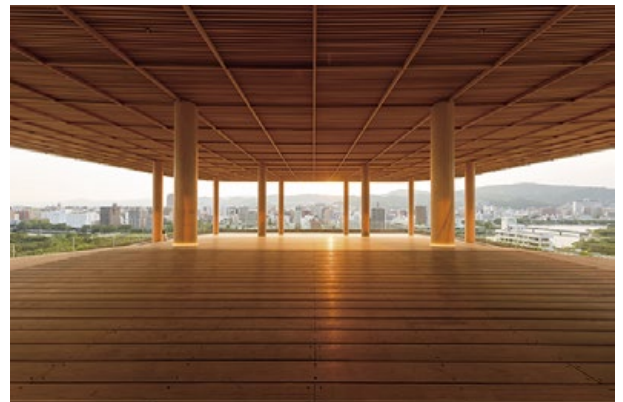


注：住宅とは居住専用建築物、居住専用準住宅、居住産業併用建築物の合計であり、非住宅とはこれら以外をまとめたものとした。
資料：国土交通省「建築着工統計調査2019年」より林野庁作成。

非住宅・中高層分野での木材利用の事例



大分県立武道スポーツセンター
(大分県大分市)

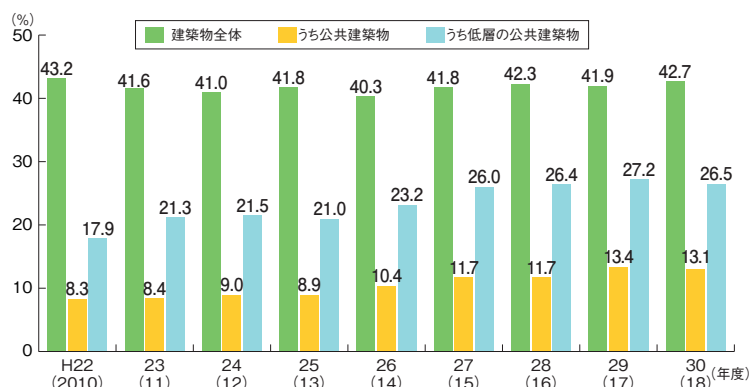


おりづるタワー屋上展望台「ひろしまの丘」
(広島県広島市)

公共建築物等における木材利用

- 2018年度に着工された公共建築物の木造率(床面積ベース)は13.1%、うち低層は26.5%
- 都道府県ごとでは、低層で5割を超える県があるものの、ばらつきあり
- 低層の公共建築物のうち民間事業者が整備する公共建築物が全体の6割以上を占めており、そのうち約8割が医療・福祉施設
- 民間事業者が整備する公共建築物における木造化・木質化の在り方等の検討や、検討結果を踏まえた普及ツールの作成等に対し支援を実施

建築物全体と公共建築物の木造率の推移



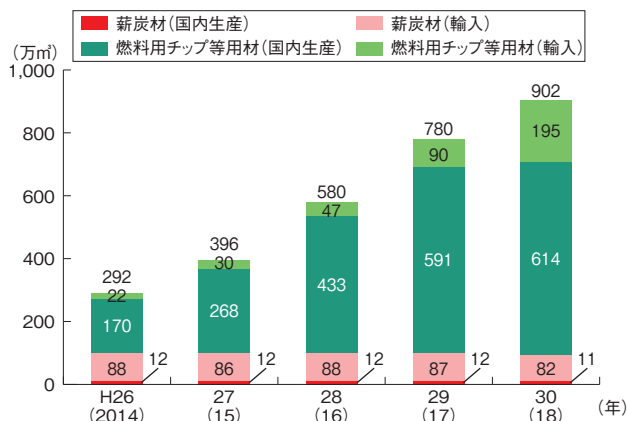
注1：国土交通省「建築着工統計調査2018年度」のデータを基に林野庁が試算。
 2：木造とは、建築基準法第2条第5号の主要構造部(壁、柱、床、はり、屋根又は階段)に木材を利用したものをいう。
 3：木造率の試算の対象には住宅を含む。また、新築、増築、改築を含む(低層の公共建築物については新築のみ)。
 4：「公共建築物」とは国及び地方公共団体が建築する全ての建築物並びに民間事業者が建築する教育施設、医療・福祉施設等の建築物をいう。
 資料：林野庁プレスリリース「平成30年度の公共建築物の木造率について」(2020年3月18日付け)

(3)木質バイオマスの利用

木質バイオマスのエネルギー利用

- エネルギー利用された木質バイオマス量は年々増加し、2018年における燃料材の国内消費量は前年比16%増の902万m³
- 再生可能エネルギーの固定価格買取制度を活用した木質バイオマス発電施設が各地で稼働し、地域経済への効果が期待される一方、木質バイオマスの安定供給の確保等が課題
- 熱利用や熱電併給等を通じた森林資源の地産地消による有効活用に向けて、「地域内エコシステム」の構築等に向けた取組を推進

燃料材の国内消費量の推移



注1：薪炭材とは、木炭用材及び薪用材である。
 2：いずれも丸太換算値。
 3：計の不一致は四捨五入による。
 資料：林野庁「木材需給表」

木質バイオマスのマテリアル利用

- 軽量ながら高強度の素材であるセルロースナノファイバー(CNF)や、耐熱性等の機能と加工性をあわせもつ改質リグニン等による高付加価値製品の開発など、木材の工業用素材としての利用に向けた動きが進展
- 2019年4月、「改質リグニン」の産業化を目指す「地域リグニン資源開発ネットワーク(リグニンネットワーク)」が発足、化学・電気機器産業等の幅広い業種の関係者も参加

(4)消費者等に対する木材利用の普及

- 一般消費者を対象に木材利用の意義を普及啓発するため、「木づかい運動」を展開
- 「ウッドデザイン賞」では、木の良さや価値を再発見させる製品や取組等について、特に優れたものを消費者目線で評価、表彰し、2019年度は197点が受賞
- 子供から大人までが木の良さや利用の意義を学ぶ「木育」を推進
ワークショップ等の実践的な活動や、関係者間のネットワーク構築の取組等、様々な活動が多様な主体により実施



「木育サミットin新木場」基調シンポジウムの様子
(東京都江東区)

<事例>「木の文化」を活かした「木のおもてなし」の取組の推進

- インバウンドの増加等を背景に、国内外への更なる木材利用の普及を図るため、2018年度から、日本が培ってきた「木の文化」とそれを活かした「木のおもてなし」の創造・発信に取組
- 2018年度には、日本各地に存在する木の文化を紹介した「木の文化・木のおもてなしガイドブック」を制作
- 2019年度には、国内4地域にて、地域の林業・木材産業関係者と観光関係者等が連携し、地域内に集積された「木の文化」・「木のおもてなし」を体験するワークショップやモデルツアー等を実施



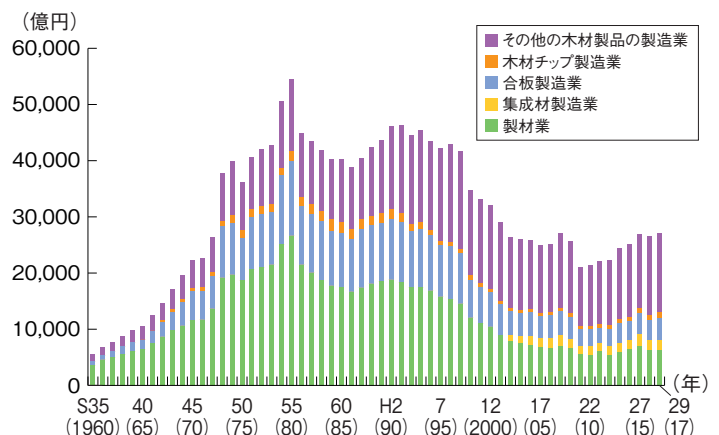
「木の文化・木のおもてなしガイドブック」

3. 木材産業の動向

(1)木材産業の概況

- 木材産業は、林業によって生産される原木を、消費者・実需者のニーズに応じて様々な木材製品(製材、集成材、合板、木材チップ等)に加工し供給
- 木材・木製品製造業の製造品出荷額等は、2009年を底に回復傾向で推移し、2017年は前年から2.3%増の約2.7兆円

木材・木製品製造業における製造品出荷額等の推移



注1：従業者4人以上の事業所に関する統計表。

2：2001年以前は「合板製造業」の額に「集成材製造業」の額が含まれる。

資料：経済産業省「工業統計表」(産業編及び産業別統計表)、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」(産業別集計(製造業)「産業編」)

(2) 需要者ニーズへの対応に向けた木材産業の取組

- 木造住宅の品質・性能に対する消費者ニーズが高まっている中、木造住宅の現場においては人工乾燥材を使用したプレカット材が普及
- 品質・性能の確かな部材としてのJAS製品等の安定供給体制の構築に向けて、住宅メーカーや工務店等の求める需要の規模に応じて、①大型工場単独での規模拡大、②複数工場の連携による生産の効率化、③地域ごとに木材生産者、製材工場、工務店等が連携した特色ある家づくり等に取り組

<事例> 需要者ニーズに応じた原木の安定供給体制の構築

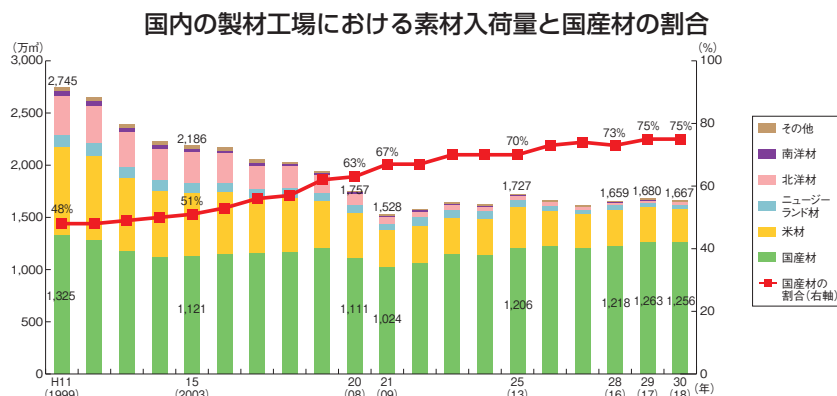
- 東信木材センター(長野県小諸市)は「一目選木」と呼ばれる細やかな仕分けにより、需要者に合わせた原木の安定供給体制を構築
- 需要者側が必要な時に品質・量を揃えて原木を安定供給できることから、県内外に取引があり、2018年度と同センターの取扱量は17万m³を超え過去最高
- 同センターでは今後も取扱量の更なる拡大を目指しつつ、売上の一部を山元へ還元することで、循環林業の推進にも寄与したい考え



「一目選木」された丸太

(3) 製材業

- 製材品出荷量は2009年まで減少、2010年以降はほぼ横ばいで推移。2018年は前年比2.7%減の920万m³であり、製材用素材入荷量の75%以上が国産材

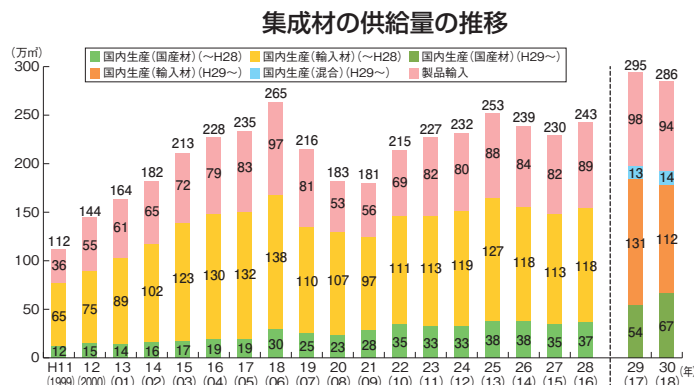


資料：農林水産省「木材需給報告書」

(4) 集成材製造業

- 国内における集成材の生産量は、2018年には192万m³。原材料(ラミナ)の内訳は国産材が39%、輸入材が61%

集成材の製品輸入は94万m³で、集成材供給量全体に占める国産材割合は近年増加傾向



注1：「国内生産(輸入材)(H28)」と「国内生産(国産材)(H28)」は集成材原材料の地域別使用比率から試算した値。

注2：「製品輸入」は輸入統計品目表4412.10号910、4412.94号120、190、4412.99号120～190、4418.91号291、4418.99号231～239の合計。

注3：計の不一致は四捨五入による。

資料：国内生産の集成材については、2016年までは、日本集成材工業協同組合調べ。2017年以降は、農林水産省「木材需給報告書」。「製品輸入」については、財務省「貿易統計」。

(5)合板製造業

- 普通合板の生産量は、2018年には前年比0.3%増の330万㎡であり、用途別にみると構造用合板が大半
- 合板への国産材針葉樹の利用が拡大し、2018年には国内の合板生産における国産材割合は85%に上昇
輸入製品を含む合板用材供給量全体に占める国産材割合は41%で増加傾向

(6)木材チップ製造業

- 2018年の木材チップ(燃料用チップを除く)の生産量は前年比4%減の571万トン
- 木材チップ用素材の入荷量のほとんどが国産材であり、国産材に占める針葉樹の割合は、2018年には56%
一方、木材チップの輸入量は2018年には1,245万トンで消費量の約7割

(7)プレカット加工業

- 木造軸組構法におけるプレカット材の利用率は、2018年では93%まで拡大

(8)木材流通業

- 2018年の国産材原木の流通において、原木市売市場は素材生産業者の出荷先のうち39%、製材工場の入荷先のうち43%
そのうち、伐採現場等から工場へ直接納入される原木の割合は増加傾向

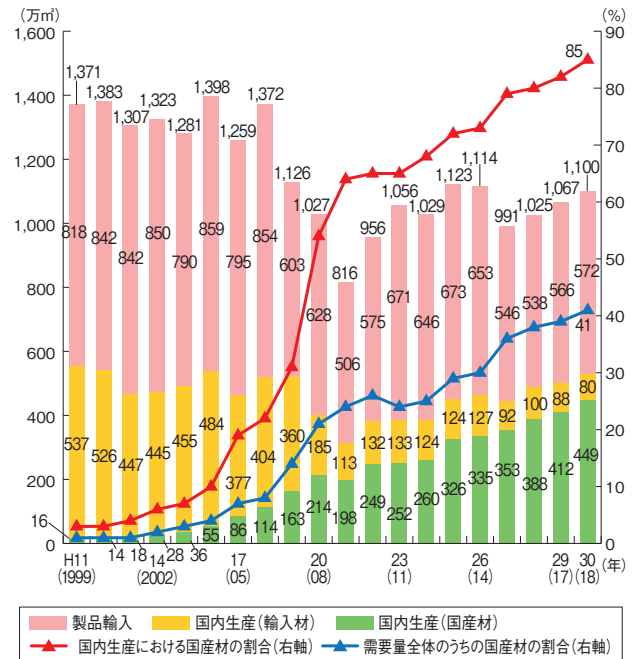
(9)CLT等新たな製品・技術の開発・普及

- CLT、木質耐火部材等の新たな製品・技術の開発・普及に向けた取組を実施

(10)合板・製材・構造用集成材等の木材製品の国際競争力強化

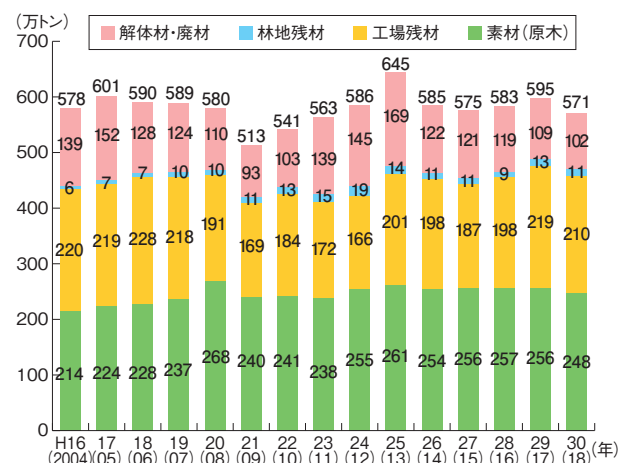
- 2017年7月の日EU・EPAの大枠合意及び同年11月の11か国によるTPP11協定の大筋合意を踏まえ、同年11月24日に決定された「総合的なTPP等関連政策大綱」(日米貿易協定の署名等を踏まえ、2019年12月5日改訂)に基づき、木材製品の競争力強化に向けた加工施設の生産性向上等の取組を支援

合板用材の供給量の推移



資料：林野庁「木材需給表」

木材チップ生産量の推移



注：燃料用チップを除く。
資料：農林水産省「木材需給報告書」